【ひとり親関連事業について】			母子	寡婦	父子
各種手当・助成	児童扶養手当	「児童」を監護(保護者として生活の面倒を見ること)している母子家庭の母、父子家庭の父、または母や父にかわってその児童を養育している方(養育者)に支払われる手当です。 ※「児童」とは、18歳の年度末までにある児童をいいます。ただし、心身に一定以上の 障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。 ※所得制限があります。	0	ı	0
	ひとり親家 庭医療助成	18才の年度末までの児童及び「養育者」の医療費を助成します。 ※養育者・・・配偶者と死別もしくは離婚した後、現に婚姻をしていない男子及び女子 ※助成には所得制限があります。	0	ı	0
就労支援	自立支援 給付金事業	 ○自立支援教育訓練給付金 指定された教育訓練講座(雇用保険制度の指定講座など)などを受講する場合に、受講料の一部を助成します。 ※助成には所得制限があります。 ○高等職業訓練促進給付金 経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合であり、かつ就労(育児)と修業の両立が困難な場合、生活費の負担を軽減するため支給されます。 ※所得に応じて支給額が変わります。 ※高等職業訓練促進給付金の受給者を対象にした貸付け制度(高等職業訓練修了支援給付金)があります。 	0	1	0
貸 付 金	母子父子寡婦 福祉資金	母子家庭・父子家庭・寡婦の方の生活の安定と向上のための貸付金です。 低金利又は無利子で借りることができます。	0	0	0